

宗像市青少年センター運営審議会委員名簿(案)

任期:平成23年6月1日～平成25年5月31日

区分	氏名	新任・再任	備考
学識経験を有する者	坂中 正義	再任	福岡教育大学教育学部教授 教育心理学講座
	吉田 はるか	再任	スクールカウンセラー (城山中学校・自由ヶ丘中学校)
関係行政機関の職員	田中 一郎	新任	小学校校長会代表
	田中 雅子	再任	中学校校長会代表
	大脇 満	新任	福岡県宗像児童相談所所長
	渡部 千代美	再任	自由ヶ丘中学校 養護教諭
青少年育成団体の代表	牟田 貴美子	再任	自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会 青少年育成部会長
教育委員会が必要と認める者	池淵 恵	再任	宗像市民生委員・児童委員
	若井 壮一	新任	福岡県立少年自然の家所長

旧任

区分	氏名	備考
関係行政機関の職員	有川 高一郎	元・小学校校長会代表
	千束 裕己	元・福岡県宗像児童相談所所長 (平成23年3月31日退職)
教育委員会が必要と認める者	安川 正郷	元・福岡県立少年自然の家所長 (平成23年3月31日異動)

○宗像市青少年センター運営審議会規則

平成15年4月1日
教育委員会規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された宗像市青少年センター運営審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から宗像市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 青少年育成団体の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、子ども部子ども育成課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。